

平成28年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成28年10月4日（火）午後1時30分～午後3時30分

場 所 長崎家庭裁判所

テ ー マ 利用しやすい民事調停について

出 席 者

（委員） 岸和田羊一（委員長），重富範孝，上保由樹，田渕徹郎，手塚堅太郎，中嶋美暢，宮本聡，森本精一，吉田ゆり（五十音順，敬称略）

（説明者） 川口長崎簡裁裁判官，小楠長崎簡裁庶務課長，小田総務課課長補佐

（事務担当者） 江頭事務局長，吉竹民事首席書記官，本多刑事首席書記官，後藤総務課長

議 事 要 領

第1 開会

第2 新委員紹介

第3 協議

初めに，民事調停制度について，川口裁判官及び小楠庶務課長が説明を行った上で協議に入った。

（以下，発言者は，□：委員長，○：委員，■：説明者と表示）

□ もっと調停制度を利用してもらうために，裁判所としてどのような取組をしたらよいかを委員の皆様伺いたい。

○ 調停事件数が減ってきているということだが，揉め事そのものが減るということは良いことだと考える。ただ，訴訟が増えているのに調停が減っているということであれば調停制度がうまく機能していないのではないかと考えられる。裁判所としてはその点どのように分析しているのか。

□ 特定調停事件の減少に伴い，調停事件数が全体的に減少しているが，特定

調停以外の調停事件の状況にはここ数年さほどの変化は見られない。訴訟については、貸金等請求訴訟は減少してきているものの、過払金返還請求訴訟の減少をのぞいて、事件数に大きな変化は見当たらない。

- 調停制度の利用促進というのは、訴訟になる前にもうちょっと調停の利用を促した方がよいという趣旨か、それとも潜在的な調停利用者を増やすという趣旨か。
- 労働審判制度ができて10年ほどになる。この制度が認知されるにつれて労働紛争は労働審判という制度のなかで解決が図られるということが浸透してきた。調停制度についても、もっと国民に認知されていればもっと利用されたであろう事案が多数あるものと考えている。

ところで、身近な人に起きた揉め事で「弁護士に相談するなどして法的解決を図りたい。」というような相談を受けたことはあるか。

- 調停制度についてはよく知られていないのではないかと、という印象を持っている。
- 私が思うに、裁判所は敷居が高く感じられるので、まずは身近な市の無料法律相談に行くケースが多いのではないだろうか。一般市民にとっては、裁判所が行ってもよいところだという印象はないのではないかと。
- 裁判所については、できれば世話になりたくないというのが本音である。ただ、裁判員制度について調べようと思って裁判所のホームページを閲覧した際、裁判所も以前に比べ歩み寄ってきてくれているのかな、という印象を持った。

ところで、調停当事者からすれば調停委員は選べないのであり、どのような人が調停委員に選ばれているのかが知りたい。

- 調停委員は事件内容を踏まえて選任している。なお、調停委員を選任する際は、裁判所から調停委員に対し、調停当事者が調停委員の知り合いでないかを必ず確認している。

- 調停委員は感情的になることはないのか、という質問が出たが、調停委員に対しては、当事者の言い分に傾聴するようお願いしているところである。調停委員は当事者双方の話をよく聞き、紛争解決に努力していると思う。
- どのような人物を調停委員に任命するかであるが、申込みがあった後、裁判所が面接により申込者の採否を決定している。裁判所としては、調停委員が安心できる人物であるということを外部にアピールする必要があると考えている。
- 裁判所の活動について裁判所のホームページに載せるなど、もっとPRする必要があるのではないだろうか。
- 世間では紛争はたくさんあり、裁判所でも憲法週間や法の日週間にあわせて無料法律相談を開催している。その際、午前、午後に合わせて50人前後の相談者が訪れる。どうすればこれらの方々が裁判所を利用し、調停制度を利用することに繋がるかという点について、御意見を伺いたい。
- 初めから裁判をしたいと思っている人については紛争を話し合いで円満に解決したいという気持ちが少ないように感じる。初めから裁判をしたいと思っている人に調停制度の利用を促すのは難しいのではないだろうか。

ところで、調停制度についてのパンフレットは裁判所でどのように活用されているのか。
- パンフレットは、見学等のために団体で裁判所を訪れた学生及び一般人に対してお渡ししているほか、地方自治体等適宜の団体にも郵送して配布しているところである。
- 民事調停に特化した記事を投稿するなどマスコミに強く働きかけることが裁判所には必要なのではないだろうか。裁判所に限ったことではないが、各種制度については関係機関がもっと積極的に情報を発信して国民に早く広く周知することが必要だと考える。
- 長崎の民事調停事件における弁護士の関与率は26パーセントであり、全

国的に見れば低い。紛争が発生すれば、私であればまず弁護士に相談するのではないかと思うが、依頼者が弁護士に相談しても調停の場面に弁護士が出てこないケースもあるのではないかと考える。調停制度の普及という観点からすると、弁護士など普段相談を受ける機関にもっと調停制度についての理解を求めるのがよいのではないかと思う。また、調停制度についてのPRは1回だけでなく、何回もする方がよいと思う。何回も相談機関に対してPRするうちに相談を受ける側も調停制度の普及に協力しようという気持ちになるのではないだろうか。

- 弁護士が依頼者から委任を受けた場合、依頼者の相手方と弁護士名で直接交渉するのが通常であるから、調停など裁判所の手続を使うことは少ないのではないだろうか。

なお、調停制度の利用を促進する方策としては、夜間・土日・祝日に調停を実施できるようにすれば、一般人にとって利用しやすいものになるのではないだろうか。

- 弁護士に限らず、司法書士など相談を受ける立場にある者に対して調停制度を周知する必要があると思う。一般的に、誰かに相談したい人が自ら裁判所のホームページを見て裁判所に行く、というケースは少ないのではないか。

- 夜間・土日・祝日に調停を実施することは勤務時間の関係で難しいのが実情である。

弁護士会が実施しているADRは、相談から2週間程度で期日が入れられると聞く。それに比べ、裁判所の調停は早くても1か月に一回程度であるというのは間違いない。

ただ、勝てる事件であれば訴訟になるのが普通であるが、そのような場合であっても全く調停が利用されないかと言えばそうではない。例えば賃貸借契約の解除があったかどうかは正当事由の有無が争点となるが、そのような事案が調停事件となるケースもある。このようなケースで当事者が訴訟でな

く調停を選択する理由として、継続的な人間関係を前提とした事件の場合、訴訟で白黒つけるよりも調停手続を利用して第三者的立場の裁判所が仲介することにより円満な解決を図ることができる、ということが挙げられる。

□ 調停の機能強化に関連して、17条決定という方法がある。調停当事者間に合意がなくても紛争を解決していこうという方法で決着をつけようというものである。

○ 平成27年度の長崎の調停成立率は36パーセントとなっている。紛争を解決することは大変困難なことであると思うが、調停成立率を紛争解決率として捉えると、36パーセントという数値は素晴らしいと思う。

安い、解決が早いというPRも大事だと思うが、調停が成立した当事者から調停についてのエピソードを聴取して次に繋げていくという方法はいかがか。

○ 先ほど裁判員裁判の話が出てきたが、裁判員裁判においても裁判員の辞退率の高さが問題となっている。そこで、裁判所としては裁判員裁判の模擬裁判を実施し、マスコミにも取り上げていただくなど広報に力を入れている。調停においてもそのようなことを実施してPRしていくことが大事なのではないだろうか。

□ 御意見を参考にして、機能強化や広報に努めたい。

第5 次回期日及び協議テーマについて

1 次回期日

平成29年5月23日（火）午後3時00分

2 次回協議テーマ

犯罪被害者の保護について